

令和4年度法定検査結果について

1. 法定検査結果の推移

浄化槽法第7条に基づく使用開始検査（以下「7条検査」という。）の過去5年間の推移を表-1に、浄化槽法第11条に基づく定期検査（以下「11条検査」という。）の過去5年間の推移を表-2に示します。

総合判定では、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案し、以下の3段階のいずれに該当するかを判定します。

- | | |
|---|-----------------------------|
| イ | ： 適正である。 |
| ロ | ： おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。 |
| ハ | ： 不適正であり、改善を要すると認められる。 |

表-1 7条検査結果の推移

判定	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)
鹿児島県	イ	5,661	94.1	5,758	93.5	6,025	94.1	5,161	94.6	4,798	93.3
	ロ	191	3.2	223	3.6	274	4.3	216	4.0	221	4.3
	ハ	164	2.7	181	2.9	101	1.6	75	1.4	123	2.4
	計	6,016	100	6,162	100	6,400	100	5,452	100	5,142	100
全国	イ	71,940	68.2	69,727	68.3	68,127	67.0	65,045	67.4		
	ロ	26,042	24.7	24,991	24.5	26,063	25.6	24,506	25.4		
	ハ	7,430	7.0	7,314	7.2	7,516	7.4	7,002	7.2		
	計	105,412	100	102,032	100	101,706	100	96,553	100		

令和4年度の7条検査では「イ」と判定された割合は93.3%で、前年と比べ1.3%低下し、「ハ」と判定された割合は前年度に比べ1.0%上昇しましたが、全国と比較した場合は「イ」の割合が高い水準となっています。

表-2 11条検査結果の推移

判定	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)
鹿児島県	イ	88,701	93.0	87,670	93.8	114,205	96.6	141,406	96.7	142,082	96.2
	ロ	4,041	4.2	3,148	3.4	1,887	1.6	2,331	1.6	2,931	2.0
	ハ	2,658	2.8	2,605	2.8	2,155	1.8	2,514	1.7	2,742	1.8
	計	95,400	100	93,423	100	118,247	100	146,251	100	147,755	100
全国	イ	2,138,458	68.9	2,181,459	68.8	2,266,054	68.9	2,354,356	69.3		
	ロ	805,963	26.0	833,249	26.3	852,911	25.9	874,975	25.8		
	ハ	157,529	5.1	156,132	4.9	169,497	5.2	166,457	4.9		
	計	3,101,950	100	3,170,840	100	3,288,462	100	3,395,788	100		

11条検査では「イ」と判定された割合が96.2%と前年度と同様に高い適正率となりました。令和2年度から導入した効率化検査では、10人槽以下の合併処理浄化槽においては重要度や緊急度が低い不具合で、保守点検業者への情報提供等により改善されたものは判定が「イ」となるため、令和2年度以降はそれ以前と比べて3%程度高い適正率となっています。

11条検査においても全国と比較した場合は「イ」の割合が高い水準となっています。

2. 7条検査の結果

(1) 市町村別の検査結果

7条検査の市町村別の検査結果を表-3に示します。

表-3 市町村別の検査結果（令和4年度・7条検査）

市町村	イ		ロ		ハ		合計	無管理	
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)		基数(基)	割合(%)
鹿児島市	543	89.2	38	6.2	28	4.6	609	23	3.8
指宿市	111	90.2	3	2.4	9	7.3	123	9	7.3
南さつま市	110	90.9	11	9.1	0	0.0	121	0	0.0
枕崎市	41	93.2	1	2.3	2	4.5	44	0	0.0
南九州市	171	97.2	5	2.8	0	0.0	176	0	0.0
いちき串木野市	84	92.3	1	1.1	6	6.6	91	5	5.5
日置市	182	96.8	3	1.6	3	1.6	188	0	0.0
三島村	3	100.0	0	0.0	0	0.0	3	0	0.0
十島村	6	100.0	0	0.0	0	0.0	6	0	0.0
薩摩川内市	378	88.5	45	10.5	4	0.9	427	2	0.5
さつま町	66	94.3	2	2.9	2	2.9	70	2	2.9
出水市	82	91.1	7	7.8	1	1.1	90	1	1.1
阿久根市	110	91.7	6	5.0	4	3.3	120	2	1.7
長島町	82	94.3	5	5.7	0	0.0	87	0	0.0
伊佐市	118	96.7	1	0.8	3	2.5	122	2	1.6
始良市	642	96.5	17	2.6	6	0.9	665	0	0.0
霧島市	493	95.7	16	3.1	6	1.2	515	2	0.4
湧水町	41	93.2	3	6.8	0	0.0	44	0	0.0
曾於市	107	97.3	1	0.9	2	1.8	110	0	0.0
志布志市	142	96.6	3	2.0	2	1.4	147	1	0.7
大崎町	58	92.1	5	7.9	0	0.0	63	0	0.0
鹿屋市	469	94.9	15	3.0	10	2.0	494	9	1.8
垂水市	76	98.7	0	0.0	1	1.3	77	1	1.3
東串良町	64	95.5	2	3.0	1	1.5	67	0	0.0
肝付町	52	69.3	5	6.7	18	24.0	75	18	24.0
錦江町	25	100.0	0	0.0	0	0.0	25	0	0.0
南大隅町	22	84.6	2	7.7	2	7.7	26	1	3.8
西之表市	54	91.5	5	8.5	0	0.0	59	0	0.0
中種子町	18	94.7	1	5.3	0	0.0	19	0	0.0
南種子町	18	90.0	1	5.0	1	5.0	20	0	0.0
屋久島町	53	100.0	0	0.0	0	0.0	53	0	0.0
奄美市	21	87.5	1	4.2	2	8.3	24	0	0.0
大和村	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	1	100.0
宇検村	4	100.0	0	0.0	0	0.0	4	0	0.0
瀬戸内町	28	82.4	2	5.9	4	11.8	34	3	8.8
龍郷町	66	93.0	5	7.0	0	0.0	71	0	0.0
喜界町	11	91.7	0	0.0	1	8.3	12	0	0.0
徳之島町	68	94.4	3	4.2	1	1.4	72	0	0.0
天城町	62	96.9	1	1.6	1	1.6	64	0	0.0
伊仙町	77	91.7	5	6.0	2	2.4	84	2	2.4
和泊町	4	100.0	0	0.0	0	0.0	4	0	0.0
知名町	9	100.0	0	0.0	0	0.0	9	0	0.0
与論町	27	100.0	0	0.0	0	0.0	27	0	0.0
合計	4,798	93.3%	221	4.3%	123	2.4%	5,142	84	1.6

*検査結果は、「構造」、「工事」、「管理」、「その他」に起因する合計で示してあります。

「ハ」と判定された浄化槽のうち7割近くが無管理浄化槽であり、検査基数全体の1.6%でした。7条検査は使用開始後3ヶ月を経過してから実施しますが、浄化槽管理者が保守点検の必要性を十分認識していないため維持管理契約が遅れる状況があるようです。

なお、『無管理』を除けば「ハ」の割合は減少するため、使用開始直前の管理契約を徹底することにより、適正率はさらに向上すると思われま。

(2) ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分

7条検査におけるロ及びハと判定された浄化槽の主な指摘事項及び原因区分を表-4に示します。

表に示す外観番号と項目とは、環境省の「浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成14年2月改定版)」に基づく外観検査のチェック項目をいいます。

表-4 ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分(令和4年度・7条検査)

外観番号	項目	合計	原因区分			
			工事	構造	管理	その他
設置の状況		78	36	11		31
1	水平	2	1			1
6	上部スラブ打設有無	3	1			2
7	嵩上げ	3	2			1
8	槽上部、周辺、構造	3	2			1
9	雨水の流入	6	2			4
13	ポンプ設備の固定	7	6			1
15	ばっ気装置の固定	5		5		
19	逆洗装置、洗浄装置の固定	6		6		
26	流入、放流管渠の設置	17	16			1
27	送風機の設置	4	2			2
28	増改築等	17	2			15
設備の稼働状況		6		1		5
30	送風機	4				4
悪臭の発生状況		2	2			
72	悪臭防止措置の実施	2	2			
消毒の実施状況		80			4	76
73	消毒剤の有無	28			4	24
74	処理水と消毒剤の接触	52				52
水質の状況		197				197
他	水質悪化(BOD、透視度)	197				197
保守点検、清掃の実施状況		84				84
他	無管理	84				84
(検査基数)		5,142				
(不適事項延べ件数合計)		452	38	12	4	398
(原因区分構成比率)		100.0%	8.4%	2.7%	0.9%	88.1%

設置の状況の不具合が多かったのは、『26. 流入、放流管渠の設置』に該当する「生活雑排水の未接続」などの指摘が17件ありました。また、『28. 増改築等』に該当する「設置届と使用状況違う」や「設置届以外の建物が接続」の指摘も同数の17件ありました。一般住宅や一般店舗の届出で設置後に用途の変更を行っていたり、届出外の建物を接続したりするケースが後を絶ちません。浄化槽の規模と使用実態が合わずに処理機能の低下を招くおそれがあることから、設計時には将来的な予定も十分に協議する必要があります。次いで『13. ポンプ設備の固定』に該当する「放流ポンプの台数不足」が7件発生しました。浄化槽入替の際に既存の放流ポンプ槽を再利用する場合は注意が必要です。

3. 11条検査の結果

(1) 市町村別の検査結果

11条検査の市町村別の検査結果を表-5に示します。

表-5 市町村別の検査結果 (令和4年度・11条検査)

市町村	イ		ロ		ハ		合計 (基)	無管理	
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)		基数(基)	割合(%)
鹿児島市	16,459	95.5	358	2.1	422	2.4	17,239	289	1.7
指宿市	5,393	96.6	119	2.1	68	1.2	5,580	21	0.4
南さつま市	5,538	97.5	88	1.5	53	0.9	5,679	6	0.1
枕崎市	1,906	95.8	36	1.8	48	2.4	1,990	23	1.2
南九州市	5,463	95.8	141	2.5	99	1.7	5,703	27	0.5
いちき串木野市	2,525	96.1	58	2.2	44	1.7	2,627	28	1.1
日置市	5,092	96.5	86	1.6	97	1.8	5,275	55	1.0
三島村	218	96.9	6	2.7	1	0.4	225	0	0.0
十島村	319	96.7	7	2.1	4	1.2	330	0	0.0
薩摩川内市	11,716	96.1	256	2.1	216	1.8	12,188	123	1.0
さつま町	3,200	96.7	62	1.9	47	1.4	3,309	22	0.7
出水市	3,654	96.6	54	1.4	76	2.0	3,784	55	1.5
阿久根市	2,803	95.4	72	2.5	62	2.1	2,937	44	1.5
長島町	1,423	96.5	17	1.2	34	2.3	1,474	23	1.6
伊佐市	3,994	96.5	71	1.7	75	1.8	4,140	40	1.0
始良市	9,639	98.4	96	1.0	61	0.6	9,796	22	0.2
霧島市	13,449	97.2	227	1.6	165	1.2	13,841	86	0.6
湧水町	1,348	97.8	16	1.2	15	1.1	1,379	4	0.3
曾於市	6,032	97.1	94	1.5	84	1.4	6,210	53	0.9
志布志市	4,827	96.4	103	2.1	76	1.5	5,006	42	0.8
大崎町	1,346	97.1	17	1.2	23	1.7	1,386	17	1.2
鹿屋市	12,996	97.2	235	1.8	137	1.0	13,368	63	0.5
垂水市	2,974	98.5	28	0.9	18	0.6	3,020	7	0.2
東串良町	943	96.1	21	2.1	17	1.7	981	13	1.3
肝付町	1,915	95.0	59	2.9	41	2.0	2,015	15	0.7
錦江町	1,151	92.8	39	3.1	50	4.0	1,240	17	1.4
南大隅町	1,009	93.5	42	3.9	28	2.6	1,079	4	0.4
西之表市	2,025	93.0	89	4.1	63	2.9	2,177	14	0.6
中種子町	1,548	97.1	18	1.1	28	1.8	1,594	15	0.9
南種子町	809	91.8	31	3.5	41	4.7	881	25	2.8
屋久島町	1,989	93.8	83	3.9	49	2.3	2,121	7	0.3
奄美市	1,054	92.5	32	2.8	54	4.7	1,140	31	2.7
大和村	71	87.7	4	4.9	6	7.4	81	1	1.2
宇検村	146	95.4	3	2.0	4	2.6	153	2	1.3
瀬戸内町	1,018	90.6	40	3.6	66	5.9	1,124	31	2.8
龍郷町	1,651	96.3	24	1.4	40	2.3	1,715	16	0.9
喜界町	534	94.0	12	2.1	22	3.9	568	7	1.2
徳之島町	1,416	92.4	61	4.0	56	3.7	1,533	24	1.6
天城町	816	89.1	27	2.9	73	8.0	916	49	5.3
伊仙町	849	85.1	38	3.8	111	11.1	998	84	8.4
和泊町	151	69.3	27	12.4	40	18.3	218	30	13.8
知名町	285	86.1	23	6.9	23	6.9	331	9	2.7
与論町	388	96.0	11	2.7	5	1.2	404	3	0.7
合計	142,082	96.2	2,931	2.0	2,742	1.9	147,755	1,447	1.0

*前年度無管理のものは、翌年も検査対象となるため、その年度に確認できた無管理の総数となります。

「ハ」と判定された浄化槽のうち半数以上が無管理浄化槽であり、検査基数全体の1.0%でした。

「ハ」の割合は地域によって差があり10%を超えている市町村もありますが、今後、浄化槽管理者の意識を向上させるとともに、維持管理費用に対する公的助成制度の導入により無管理浄化槽を無くしていくことで大きく減らせると考えられます。

(2) 市町村別 10 人槽以下合併の BOD 結果

11 条検査の市町村別の 10 人槽以下合併の BOD 結果を表-6 に示します。

表-6 市町村別の 10 人槽以下合併 BOD 結果 (令和 4 年度・11 条検査・住宅施設関係のみ)

市町村	イ		ロ		ハ		合計 (基)	放流BOD (平均値) (mg/L)
	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)	基数(基)	割合(%)		
鹿児島市	9,977	97.5	46	0.4	213	2.1	10,236	7.2
指宿市	2,610	98.0	22	0.8	30	1.1	2,662	6.9
南さつま市	2,982	99.0	9	0.3	21	0.7	3,012	6.4
枕崎市	766	98.3	5	0.6	8	1.0	779	6.9
南九州市	3,117	98.5	20	0.6	28	0.9	3,165	6.7
いちき串木野市	1,605	98.2	8	0.5	21	1.3	1,634	6.2
日置市	3,565	97.7	22	0.6	61	1.7	3,648	6.0
三島村	170	97.7	3	1.7	1	0.6	174	3.2
十島村	234	97.1	5	2.1	2	0.8	241	4.0
薩摩川内市	7,467	97.8	60	0.8	105	1.4	7,632	7.2
さつま町	2,108	98.4	13	0.6	22	1.0	2,143	8.6
出水市	2,788	97.6	25	0.9	45	1.6	2,858	7.7
阿久根市	1,582	97.5	11	0.7	30	1.8	1,623	6.7
長島町	1,115	97.6	8	0.7	19	1.7	1,142	8.1
伊佐市	2,708	98.2	15	0.5	35	1.3	2,758	7.0
姶良市	6,255	99.3	19	0.3	28	0.4	6,302	6.3
霧島市	8,157	98.7	51	0.6	58	0.7	8,266	7.6
湧水町	886	99.2	1	0.1	6	0.7	893	7.3
曾於市	3,074	98.4	16	0.5	34	1.1	3,124	8.2
志布志市	1,956	97.3	27	1.3	28	1.4	2,011	11.0
大崎町	606	96.8	6	1.0	14	2.2	626	8.4
鹿屋市	6,225	98.7	39	0.6	46	0.7	6,310	8.2
垂水市	1,856	99.4	5	0.3	7	0.4	1,868	7.5
東串良町	527	96.7	7	1.3	11	2.0	545	8.8
肝付町	957	96.8	17	1.7	15	1.5	989	11.0
錦江町	761	96.8	8	1.0	17	2.2	786	7.0
南大隅町	565	97.4	8	1.4	7	1.2	580	8.1
西之表市	1,009	97.9	11	1.1	11	1.1	1,031	6.8
中種子町	670	98.4	5	0.7	6	0.9	681	7.1
南種子町	397	95.9	1	0.2	16	3.9	414	6.4
屋久島町	1,086	98.6	2	0.2	13	1.2	1,101	4.4
奄美市	418	96.3	0	0	16	3.7	434	5.7
大和村	9	100.0	0	0	0	0	9	3.8
宇検村	34	97.1	0	0	1	2.9	35	4.9
瀬戸内町	334	95.4	2	0.6	14	4.0	350	6.9
龍郷町	1,157	98.8	2	0.2	12	1.0	1,171	4.9
喜界町	212	98.6	1	0.5	2	0.9	215	4.2
徳之島町	597	96.6	5	0.8	16	2.6	618	4.6
天城町	386	91.7	1	0.2	34	8.1	421	6.2
伊仙町	473	92.7	3	0.6	34	6.7	510	5.3
和泊町	49	71.0	3	4.3	17	24.6	69	14
知名町	172	97.2	0	0	5	2.8	177	4.5
与論町	238	97.5	2	0.8	4	1.6	244	9.2
合計	81,860	98.1	514	0.6	1,113	1.3	83,487	7.2

10 人槽以下合併処理浄化槽の県全体の放流 BOD 平均値は 7.2 mg/L であり、浄化槽の処理性能 BOD20 mg/L 以下を問題なくクリアしている状況です。また、下水道法施行規則第 4 条の 2 に規定される下水道の計画放流水質の BOD15 mg/L 以下もクリアしていることから、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設としての役割を果たしていることがわかります。

(3) ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分

11 条検査におけるロ及びハと判定された浄化槽の主な指摘事項及び原因区分を表-7に示します。

表-7 ロ・ハ判定の主な指摘事項及び原因区分 (令和4年度・11条検査)

外観番号	項目	処理区分		合計	原因区分			
		単独	合併		工事	構造	管理	その他
設置の状況		1,907	1,076	5,966	52	2,279	2	648
3	破損、変形	42	7	49		40		9
4	漏水	418	207	625		550		73
7	嵩上げ	41	6	47	24			23
8	槽上部、周辺、構造	39	21	60		1		59
9	雨水の流入	7	5	12	1			11
14	接触材、ろ材等の固定	75	388	463		461	1	1
15	ばっ気装置の固定	46	14	60		28	1	31
21	消毒設備の固定	78	12	90		52		38
22	越流ぜきの固定	9	8	17		17		
23	隔壁、仕切板、移流管の固定	986	86	1,072		1,072		
24	その他の内部設備の固定	49	2	51		43		8
26	流入、放流管渠の設置	28	49	77	21			56
27	送風機の設置	51	75	126	1	3		122
28	増改築等	14	175	189	5			184
設備の稼働状況		699	687	1,386		11	46	1,325
29	ポンプ	24	33	57			1	56
30	送風機	659	475	1,134			29	1,101
31	駆動装置	4	8	12		6		6
32	ばっ気装置	9	30	39		1	13	25
38	制御装置		103	103				103
40	生物膜の状況	1	14	15			2	13
水の流れ方の状況		389	246	635	2	7	14	612
43	流入管渠	14	15	29				29
44	放流管渠	188	27	215	2			213
49	嫌気ろ床槽の水位		55	55		1	2	52
52	生物ろ過槽、担体流動槽の水位、水流		24	24				24
53	平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	29		29		4	4	21
58	腐敗室、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽の汚泥、スカム	24	32	56				56
61	沈殿槽の汚泥、スカム	50	31	81			3	78
62	消毒槽の汚泥、スカム	61	29	90			3	87
66	汚泥の流出状況	8	9	17				17
使用の状況		3	78	81				81
67	油脂類の流入		12	12				12
70	流入汚水量、洗浄用水等の使用	2	62	64				64
消毒の実施状況		589	653	1,242			39	1,203
73	消毒剤の有無	553	624	1,177			36	1,141
74	処理水と消毒剤の接触	36	29	65			3	62
水質の状況		475	792	1,267			18	1,249
他	水質悪化(BOD、透視度)	475	792	1,267			18	1,249
保守点検、清掃の実施状況		658	804	1,462			1	1,461
他	無管理	650	797	1,447				1,447
他	点検、清掃不十分	8	7	15			1	14
(検査基数)		47,951	99,804	147,755				
(不適事項延べ件数合計)		4,720	4,336	9,056	54	2,297	120	6,579
(原因区分構成比率)				100.0%	0.6%	25.4%	1.3%	72.6%

設置の状況の不具合について、単独処理浄化槽（以下「単独」という。）と合併処理浄化槽（以下「合併」という。）と比較すると、汚水が槽外へ流出している『4.漏水』や、構造的欠陥である『23.隔壁、仕切壁、移流管の固定』については単独での指摘が多く、生物処理に関わる『14.接触材、ろ材等の固定』については合併での指摘が多くありました。単独では、老朽化による抜本的な改善が必要である浄

化槽本体の不良が多く、合併では、「ろ材の浮上」や「担体の流出」等の内部構造の不具合が多くなっています。

設備の稼働状況の不具合は、主に「送風機の故障」の指摘である『30.送風機』が、単独・合併ともに多く、次に多い『38.制御装置』は、主に性能評価型の「自動逆洗装置故障」の指摘であり合併で103件発生しました。

『水質悪化』の指摘は、単独・合併では処理目標水質が異なるため単純な比較はできないものの、単独1.0%、合併0.8%とともに低い割合でした。合併の水質悪化の指摘率は、効率化検査導入前の平成30年度が2.3%、令和元年度が1.9%であったことから、早期改善が図られたことにより指摘率が半減したことがわかります。

原因区分の構成比率では、浄化槽本体の不具合原因である『構造』が25.4%、無管理や水質悪化、送風機の稼働などの不具合原因である『その他』が72.6%と高く、『管理』に起因する指摘は1.3%と低い状況でした。

(4) 効率化検査の検査結果と行政指導対象の発生状況

令和2年度に改訂された鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき、行政指導対象については以下の3段階に分類しています。

○ 行政対応レベルⅢ：生活環境に著しい支障あり（緊急度・重要度が高い） ・漏水、溢流、汚泥の著しい流出、送風機の未設置 ・放流BOD160mg/L超過
○ 行政対応レベルⅡ：明らかな法令違反（重要度が高い） ・無管理、未清掃、消毒設備なし、処理対象以外の排水の流入 ・雑排水の未接続（合併）、増改築等の問題 ・構造上の問題で点検に支障がある場合 ・構造上の問題でBOD30mg/L超過（合併）
○ 行政対応レベルⅠ（合併）：レベル0対応で改善されないもの ・対応レベル0で改善を求めたが、改善対策が行われない場合 ・未回答や改善内容が不十分の場合

※ 対応レベル0（合併）：問題が認められ保守点検業者へ改善を求める場合
（緊急度・重要度は高くない）

- ・構造不良があるが保守点検の範疇で補修可能なもの
- ・ばっ気停止（送風機故障、電源切れ）、汚泥の流出
- ・消毒薬の充填なし、処理水と消毒薬の接触不良
- ・放流BOD30mg/L超過

令和2年度から10人槽以下の11条検査に導入した効率化検査の検査結果と行政指導対象の発生状況について、表－8（合併）及び表－9（単独）に示します。

表－8 効率化検査の検査結果 (令和4年度・11条10人槽以下・合併)

処理区分	検査区分	判定	(行政)対応レベルの判断及び改善報告	基数	割合		
合併処理 浄化槽	基本検査	イ	適正管理(留意含む)	44,369	96.97%		
			改善確認済(適正) (改善率67.4%)	764			
		ロ	対応レベル0	1133件(発生率2.43%)	改善に時間を要す 原因が不明確	349	0.75%
			改善無し		20		
		ハ	行政対応レベルⅠ		882	2.28%	
			行政対応レベルⅡ		131		
			行政対応レベルⅢ		28		
			行政対応レベル以外				
		計			46,543	100%	
		採水員検査	イ	水質検査適正		38,910	99.20%
	ガイドライン検査・適正管理(留意含む)				855		
	二次検査(適正)				670		
	ロ		対応レベル0	719件(発生率1.74%)	改善確認済(適正)	522	0.46%
			改善に時間を要す 原因が不明確		189		
	ハ		行政対応レベルⅠ		改善無し	8	0.34%
			行政対応レベルⅡ			67	
			行政対応レベルⅢ			52	
			行政対応レベル以外			13	
	計					41,286	100%
	合計				87,829		
	イ	98.0%		86,090基			
	ロ	0.6%		538基			
	ハ	1.4%		1,201基			

* 対応レベル0(基本検査+採水員検査、行政対応レベルⅠ含む)の状況 発生率 2.11%
(総数 1,852 件) 改善率 69.4%

表－9 効率化検査の検査結果 (令和4年度・11条10人槽以下・単独)

処理区分	検査区分	判定	行政対応レベル判断及び改善報告	基数	割合	
単独処理 浄化槽	ガイドライン 検査	イ	適正管理	22,502	92.16%	
		ロ	おおむね適正	950	3.89%	
		ハ	行政対応レベル以外	185	3.95%	
			行政対応レベルⅡ	557		
			行政対応レベルⅢ	223		
		計		234	24,417	100%
	採水員検査	イ	水質適正	13,492	96.32%	
		ロ	おおむね適正	355	2.53%	
		ハ	行政対応レベル以外	71	1.15%	
			行政対応レベルⅡ	44		
			行政対応レベルⅢ	46		
		計		42	14,008	100%
	合計				38,425	
		イ	93.7%		35,994基	
		ロ	3.4%		1,305基	
	ハ	2.9%		1,126基		
令和4年度 総計				126,254		

* 11人槽以上を含む全ての特定既存単独処理浄化槽に該当した累積件数

370件

合併処理浄化槽の効率化検査では、緊急度・重要度が低い不具合を「対応レベル0」と分類し、保守点検業者へ情報提供（改善提案）して対策を講じてもらいます。令和4年度は1,852件（行政対応レベルI等を含む発生率2.11%）の『対応レベル0』が発生し、保守点検業者の適切な対応により1,286件（改善率69.4%）が早期に改善されました。

単独処理浄化槽では、令和2年の法改正で新たに規定された『特定既存単独処理浄化槽』が、10人槽以下で276件、11人槽以上で94件、計370件ありました。

『特定既存単独処理浄化槽』については行政が除却を前提とした改善を求めるとなっており、今後、市町村の補助事業を活用した合併転換や下水道等への切り替えの勧奨などにより早期に除却等を行う必要があります。

4. 無管理浄化槽の推移

無管理浄化槽基数の推移を図-1（7条検査）及び図-2（11条検査）に示します。

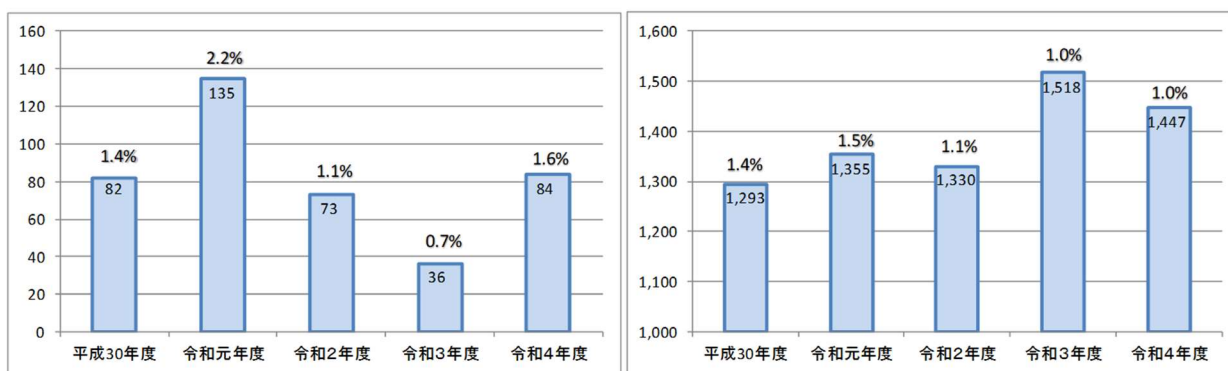


図-1 無管理浄化槽基数の推移（7条検査）

図-2 無管理浄化槽基数の推移（11条検査）

7条検査の無管理浄化槽は年度により増減があるものの一定の割合で発生しています。11条検査の無管理浄化槽は検査基数が増えたことにより発生率は下がっていますが、依然として多くの件数が発生しており、その中には長期間にわたり改善されていないものも多く含まれます。

このような状況から、適正な維持管理に向けて保守点検、清掃及び法定検査の必要性について更なる啓発の徹底や、行政指導の強化などにより無管理浄化槽のさらなる減少に取り組む必要があります。